

報道機関各位

若者活躍応援事業補助金について

元気あるまちづくりを推進するため、若者の参画によるまちづくりや交流の場を広げる活動を応援する目的として、活動の一部を補助する制度ができました。詳細は以下のとおりです。

対象事業

- ・補助対象団体自らが企画し、実施するものであること
- ・若者の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動であること
- ・若者の参加機会の充実及び参加意識の高揚を図るものであること

補助金額

原則上限 20 万円

その他

「若者」とは、年度年齢 15 歳から 39 歳以下の者

詳しくは、町ホームページをご確認ください

添付資料 有 無

企画振興課 若者・女性活躍推進係
(課長) 毛利 岳夫 (担当) 大井 紀彦
電話：0265-79-3152
FAX：0265-79-0230
E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp



育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

若者活躍応援事業補助金

概要

若者活躍による元気あふれるまちづくりを推進するため、若者の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動を行う団体等に対し、活動の一部を補助する経費の一部を補助する制度ができました。

※「若者」とは、年度年齢 15 歳から 39 歳以下の者をいいます。

対象団体

補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体です。

- (1) 複数の箕輪町民を含む 5 人以上で構成する団体で、町内で活動し、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体
- (2) 代表者は、箕輪町内に在住する 18 歳以上
- (3) 団体の構成員の過半数が若者
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年箕輪町条例第 15 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が含まれていないこと。

補助対象事業

- (1) 補助対象団体自らが企画し、実施するものであること。
- (2) 若者の参画によるまちづくり及び交流の場を広げる活動であること。
- (3) 若者の参加機会の充実及び参加意識の高揚を図るものであること。

補助金額

原則上限 20 万円

交付申請

以下の申請書類を揃えて申請してください。

- ① 箕輪町若者活躍応援事業補助金等交付申請書（様式第 1 号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 団体に関する概要書及び団体の構成員名簿（任意様式）
- ④ 事業収支予算書（任意様式）見積書等事業費に係る根拠資料

・ 交付申請様式（118kbyte）xls

・ [若者活躍応援事業補助金要綱](#) PDF・word にリンク